

## 宗教団体の自治と司法権の介入

桐ヶ谷 章

分離の原則の意味である。

この宗教の自由の保障、政教分離の原則は、近代民主主義国家の等しく採用するところであり、日本国憲法においても、その二〇条に規定されている。

司法権は、いうまでもなく国家権力の一つである。したがって、裁判所が国民や宗教団体の信仰の領域（聖なる領域）に踏み込むことは厳しく禁止される。

一方において、信仰人や宗教団体も、世俗的領域に存在しそこで活動をしている。世俗の領域における紛争に巻き込まれることも少なくない。司法による世俗的権利の保護が、必要になる場合もあるであろう。

「國家は国民の世俗的現世的生活のことだけに、自己の要求を限るべきであつて、国民の内面的信仰的要求のことは、国民の自律に委ねるべき」ことになる。<sup>(一)</sup>これが、信教の自由を保障するための政治組織的方法である政教

そのような場合に、裁判所はどのような対応をしたらよいか。換言するならば、宗教の聖なる領域に司法という世俗の権力がどの程度、どのような方法で関与できるのか。これは、宗教法の分野における大きな課題の一つである。近年、我が国においても、宗教団体をめぐる紛争が多くなり、右のような論点に関する下級審裁判例も数多く見られるようになってきたが、最高裁の先例は未だ少なく、また、下級審裁判例も必ずしも理論的に統一がとれているとはいがたい。

以下において、最高裁の先例の主なものを概観し、そこから帰結される一応の判例理論を分析するとともに、下級審の裁判例等を補足しながら、いくつかの未解決の問題点について言及してみたい。

### 一、最高裁の先例

当面の論題に関連する最高裁の民事先例としては、次の四例を挙げることができる。

#### 1、銀閣寺事件〔判例①〕（最高裁昭和四四年七月一〇日）

るとした。

「原審が適法に確定した事実によれば、同寺（A寺

＝慈照寺）の住職たる地位は、元来、儀式の執行、教義の宣布等宗教的な活動における主宰者の地位であつて、同寺の管理機関としての法律上の地位では

ないというのであるから、住職たる宗教上の地位に与えられる代表役員および責任役員としての法律上

の地位ならびにその他の権利義務（たとえば、報酬請求権や寺院建物の使用権など）のすべてを包含するい

みにおいて、権利関係の確認を訴求する趣旨であれば格別、右代表役員および責任役員としての法律上

の地位の確認請求をすると共に、これとは別個にその前提条件としての住職たる地位の確認を求めるといふのは、単に宗教上の地位の確認を求めるにすぎないものであつて、法律上の権利関係の確認を求めるものとはいえず、したがつて、このような訴は、その利益を欠くものとして却下を免れない」。

#### 2、種徳寺事件〔判例②〕（最高裁昭和五五年一月一日）

第一小法廷判決・民集三三卷八号一四二三頁）

Xは、包括宗教法人Y<sub>1</sub>（臨済宗相国寺派）に包括される被包括宗教法人A寺（慈照寺、通称銀閣寺）の住職・代表役員・責任役員であつたが、辞任の意思表示をしたので、Y<sub>2</sub>が新たにA寺の住職に任命され、同寺規則に基づいて同時に宗教法人A寺の代表役員・責任役員に就任した。Xは、辞任の意思表示が無効であるとして、Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>を被告とし、A宗教法人の住職・代表役員・責任役員の地位にあることの確認を請求した。

原審（第一審）は、住職たる地位の確認請求については、訴えの利益を欠くとして却下したが、代表役員・責任役員たる地位の確認請求を認容した（大阪高裁昭和四四年四月八日判決・高民集一九巻三号一二二六頁）。Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>から上告。

本判決は、宗教法人A寺の代表役員・責任役員の地位の確認を求める訴えは、当該宗教法人（A寺）を相手方としない限り確認の利益がない、としてXのY<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>に対する代表役員・責任役員の地位の確認を求める訴えを却下するとともに、A寺の住職たる地位を求める訴えについては、次のような理由から不適法却下とされるべきであるとの確認を請求した。

第三小法廷判決・民集三四卷一号一頁）

Xは、包括宗教法人Y宗（曹洞宗）に包括されるZ寺（種徳寺）の住職であったが、住職の任免権を有するY宗の管長により罷免された。

Y宗では、宗教法人としての寺の代表役員は住職をもつて充てることになつていたため、Xは代表役員の地位をも失つた。そこで、XはY宗を被告としXがZ寺の代表役員たる地位にあることの確認を求める訴えを提起したが、第一審は、かかる訴えはY宗を被告としても訴えの利益を欠くとして訴えを不適法却下した。Xは控訴し、第二審で、右訴えを取り下げ、新たにY宗に対してXがZ寺の住職たる地位にあることの確認を求めた（以上第一事件）。

他方、Z寺はXに対し、Xが住職を罷免され代表役員の地位を失つたことを理由に、本堂・庫裡等の明渡と仏像等の引渡しを求める訴を提起したところ、第一審では、Y宗の管長のなした罷免処分は有効であり、Xは本堂・庫裡等の占有権限を失つたとしてZ寺の請求を認容した。この事件についてもXは控訴した（以上第一事件）。

第二審の東京高裁は、右二つの訴訟の弁論を併合して審理し、第一事件については、住職の地位は宗教上の地位であり法律上の規律の対象たる地位ではない、として住職たる地位の確認を求める訴えを不適法として却下し、第二事件については、第一審判決を是認し、Xの控訴を棄却した（東京高裁昭和五一年四月二八日判決・判時八二四号六九頁）。Xから上告。

本判決は、まず、住職たる地位の確認を請求する訴えを不適法とした第一審判決を次のような理由から是認した。

「原審の適法に確定したところによれば、Y宗においては、寺院の住職は、寺院の葬儀、法要その他の仏事をつかさどり、かつ、教義を宣布するなどの宗教的活動における主宰者たる地位を占めるにとどまるというのであり、また、原判示によれば、Z寺の住職が住職たる地位に基づいて宗教的活動の主宰者たる地位以外に独自に財産的活動をすることのできる権限を有するものは上告人の主張・立証しないところであるというのであって、この認定

判断は本件記録に徴し是認し得るものではない。このような事実関係及び訴訟の経緯に照らせば、上告人の新訴は、ひつきよう、単に宗教上の地位についてその存否の確認を求めるにすぎないものであつて、具体的な権利又は法律関係の存否について確認を求めるものとはいえないから、かかる訴えは確認の対象となるべき適格を欠くものに対する訴として不適法であるというべきである」。そして、住職たる地位が宗教法人たる寺院の代表役員たりうる基本資格となるものであるとき、「両者の間にそのような関係があるからといって右訴が適法となるものではない」。

次に、本判決は、Z寺からXに対し本堂・庫裡等の引渡を求める訴を認容した第二審判決を是認し、次のように判示している。

「〔第二事件は〕所有権に基づき右各物件の引渡を求めるものであるから、上告人が住職たる地位を有するか否かは、右事件における被上告人「この事件の原告」Z寺の請求の当否を判断するについてその

前提問題となるものであるところ、住職たる地位それ自体は宗教上の地位にすぎないからその存否自体の確認を求めることが許されることは前記のとおりであるが、他に具体的な権利又は法律関係をめぐる紛争があり、その当否を判定する前提問題として特定人につき住職たる地位の存否を判断する必要がある場合には、その判断の内容が宗教上の教義の解釈にわたるものであるような場合は格別、そうでない限り、その地位の存否、すなわち選任なし罷免の適否について、裁判所が審判権を有するものと解すべきであり、このように解することと住職たる地位の存否それ自体について確認の訴を許さないこととの間にはなんらの矛盾もないものである」。

本件では、代表役員等の法律上の地位の存否を判断する前提問題として、住職の地位という宗教上の地位の存否について判断し得るか否かが問題とされた。このようない題につき本判決は以下のとおり判示した。

3、本門寺事件「判例③」（最高裁昭和五五年四月一〇日判決・判時九七三号八五頁・判タ四一九号八〇頁）<sup>(5)</sup>  
Y寺（本門寺）の寺院規則では、住職をもつて代表役員および責任役員に充てると定められているが、同寺において、誰が住職ひいては代表役員・責任役員の地位を

「……寺院の住職というような本来宗教団体内部における宗教活動上の地位にある者が当該宗教法人の規則上当然に代表役員兼責任役員となるとされる場合においても「宗教法人を被告として特定人が代表役員等の地位を有することまたは有しないこと

の確認の訴えを適法に提起できることは」同様であり、この場合には、裁判所は、特定人が当該宗教法人の代表役員等であるかどうかを審理、判断する前提として、その者が右の規則に定める宗教活動上の地位を有する者であるかどうかを審理、判断することができるし、また、そうしなければならないといふべきである」。

「もつとも、宗教法人は宗教活動を目的とする団体であり、宗教活動は憲法上國の干渉から自由を保障されているものであるから、かかる団体の内部関係に関する事項については原則として当該団体の自治権を尊重すべく、本来その自治によって決定すべき事項、殊に宗教上の教義にわたる事項のごときものについては、国の機関である裁判所がこれに立ち入つて実体的な審理、判断を施すべきものではないが、

右のような宗教活動上の自由ないし自治に対する介入にわたらない限り、前記のような問題につき審理、判断することは、なんら差支えないところというべきである」。

山に「正本堂」を建立寄進するための「供養金」を募財したところ、当時会員だったXら一七名はYに対し総額五四一万円余を出捐した。その後、正本堂の完成した昭和四七年に至り、Xらは右出捐行為（寄付）に錯誤があつたので無効である、として右金員相当額の返還を請求した。

Xらの主張する錯誤の内容は、①Yは「戒壇の本尊」を安置するための正本堂の建設費用に充てると称して本件寄付金を募金したが、正本堂に安置された本尊——いわゆる「板まんだら」——は「日蓮が弘安二年一〇月一二日に建立した本尊」でないことが本件寄付の後に判明した、②Yは、募金時には、正本堂完成時が広宣流布の時にあたり正本堂が「事の戒壇」になると称していたが、正本堂が完成すると、正本堂はまだ三大秘法抄、一期弘法抄の戒壇の完結ではなく広宣流布はまだ達成されていないと声明した、というものであった。

ちなみに、日蓮正宗において信仰の根本対象とされているのは、宗祖日蓮が弘安二年に書き顕わしたとされる「板本尊」（通称「板まんだら」と呼ばれている）であり、

「これを本件についてみるのに……「住職」選任の効力に関する争点は、被上告人[X]が上告人寺[Y]の住職として活動するにふさわしい適格を備えているかどうかというような、本来当該宗教団体内部においてのみ自治的に決定せられるべき宗教上の教義ないしは宗教活動に関する問題ではなく、専ら上告人寺[Y]における住職選任の手続上の準則に従つて選任されたかどうか、また、右の手続上の準則が何であるかに関するものであり、このような問題については、それが前記のような代表役員兼責任役員たる地位の前提をなす住職の地位を有するかどうかの判断に必要不可欠のものである限り、裁判所においてこれを審理、判断することになんらの妨げはないといふべきである」。

#### 4、板まんだら事件 [判例④] （最高裁昭和五六年四月七日第三小法廷判決・民集三五巻三号四四三頁）<sup>(6)</sup>

Xらは、日蓮正宗の信徒団体であるY（創価学会）の元会員である。Yは昭和四〇年一〇月に、日蓮正宗總本

これは同宗において「戒壇の本尊」といわれている。「正本堂」はこれを安置するために同宗總本山に建立された本堂であり、正本堂完成後は、「戒壇の本尊」は「正本堂」に安置されている。「正本堂」が現実に建立されたこと、「戒壇の本尊」がそこに安置されたことについては、全く争いがなかった。

第一審は、Xらの主張する錯誤は内心の信仰に直接かかわるものであるとし、本件訴訟の紛争の核心がすぐれて宗教的信念の争いに基づくものであると認め、請求主体が「裁判所が審判すべき法律上の争訟とは到底いい得ない」として、訴え却下の判決を下した（東京地裁昭和五〇年一〇月六日判決・判時八〇二号九二頁）。

しかし第二審は、本件請求は錯誤に基づき交付した金員の返還を求めるものであり、不当利得返還請求権の存否が審判の対象となるので、その前提として主張する錯誤の内容が宗教上の信仰にかかわるからといって法律上の争訟に該当しないとはいえない、として第一審判決を取り消し、第一審に差し戻す旨の判決をした（東京高裁昭和五一年三月三〇日判決・下民集一七巻一四号一六一頁）。

破棄し、Xらの控訴を棄却する判決をした。すなわち最高裁は、第一審の訴え却下の判決を支持したのである。

「要素の錯誤があつたか否かについての判断に際しては、右(1)『板まんぢら』があるべき本尊か否か」

の点については信仰の対象についての宗教上の価値に関する判断が、また、右(2)の点についても『戒壇の完結』、『広宣流布の達成』等宗教上の教義に関する判断が、それぞれ必要であり、いずれもことがらの性質上、法令を適用することによつては解決することのできない問題である。本件訴訟は、具体的な権利義務なし法律関係に関する紛争の形式をとつており、その結果信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断は請求の当否を決するについての前提問題であるにとどまるものとされてはいるが、本件訴訟の帰すうを左右する必要不可欠のものと認められ、また、記録にあらわれた本件訴訟の経過に従ふると、本件訴訟の争点及び当事者の主張立証も右の判断に関するものがその核心となつていてと認められる。

られることからすれば、結局本件訴訟は、その実質において法令の適用による終局的な解決の不可能なものであつて、裁判所法三条にいう法律上の争訟にあたらないものといわなければならない」。

なお、この判決には寺田裁判官が意見を述べ、本件請求は金銭の給付を求める請求であり、宗教上の問題は前提問題にすぎず、本件訴訟が法律上の争訟でないとはいえない、としている。ただし、前提問題について宗教上の判断を必要とし裁判所の審判権が及ばないため、裁判所は、当該宗教上の問題に關するXらの錯誤の主張を肯認して本件金銭の給付が無効であるとの判断をすることはできないこととなるから、該給付の無効を前提とするXらの本件請求を理由がないものとして請求棄却の判決をすべきものである」としている。

## 二、判例の整理と分析

### 1、判例理論の整理

以上に述べた最高裁の先例から導き出される法理を整えて重複をいとわず記述する。

理すると、次のとおりとなる。

(一) 代表役員、責任役員等宗教法人の機関たる地位は法的地位として確認訴訟の対象となる（判例③。なお、判例①②も「このことを当然の前提としている）。

(二) 住職等の宗教上の地位については、次のとおりとなる。

(1) 宗教活動の主宰者たる純粹に宗教上の地位にすぎない場合には、その地位の存否 자체を訴訟物として確認訴訟の対象としても、訴えの利益もしくは確認の訴えの対象となるべき資格を欠き、不適法となる（判例①、②）。

(2) 「具体的な権利又は法律関係をめぐる紛争があり、その当否を判定する前提問題として」（判例②）、「特定人が当該宗教法人の代表役員等であるかどうかを審理、判断する前提問題として」（判例③）、ある者が住職等の宗教上の地位にあるか否を判断する必要がある場合には、その宗教上の地位の存否について審判することができる。

(3) しかしながら、その場合でも、その地位の存否を

判断するにあたり「その判断の内容が教義の解釈にわたるような場合」（判例②）や「[宗教団体が]本来その自治によつて決定すべき事項、殊に宗教上の教義にわたる事項」についての審理、判断をしなければならないというような場合（判例③）には、その地位の存否の審判を差し控えなければならない。

(3) 次のような事項は、裁判所が審判することができない（右(2)(3)と若干重複するが、整理の視点が異なるのであって重複をいとわず記述する）。

(1) 教義の解釈（判例②）  
(2) 宗教団体が本来その自治によつて決定すべき事項、殊に宗教上の教義にわたる事項（判例③）  
(3) 信仰の対象についての宗教上の価値に関する判断、宗教上の教義に関する判断（判例④）  
(4) 右(3)に掲げた事項についての判断が、請求の当否を決するについての前提問題にすぎないものであつても、当該訴訟の帰すうを左右する必要不可欠のものであり、当該訴訟の争点および当事者の主張立証も右の判断に關するものがその核心となつているような場合は、訴

訴全体が法律上の訴訟にあたらず、裁判所はかかる訴訟を却下すべきことになる（判例④）。

が、その根拠は何か。②③④とも共通の根拠に基づくものか。

## 2、問題点の整理

最高裁の判例法理を一応右のように整理してみたが、以下において相互の関連性を考察すると共に、若干の問題点を摘出し論及したい。

- (一) 住職等の宗教上の地位自体を確認請求の対象にすることが許されない、という点については、判例①により判示され、判例②もそれを踏襲したものといえる。しかしその根拠は必ずしも明確でない。加えて判例②（そして判例③も）は、具体的な権利または法律関係の当否をめぐる紛争の前提問題としてであれば、住職の地位の存否も審判の対象となり得る、としている。確認訴訟の対象となる場合と前提問題にとどまる場合との地位の存否を判断するということの性質に違いがあるのか、という問題ともからみ、困難な課題である。

- (二) 判例②③④は、宗教団体の教義や信仰等に関する事項につき裁判所の審判権が及ばない旨を判示している

(三) 判例②③は、前提問題として住職の地位を判断する場合に、その判断内容が教義解釈や（判例②）宗教団体が本来その自治によって決定すべき事項（判例③）にかかる場合には、審判権が及ばないとしているが、かかる場合には、裁判所は訴訟それ自体にどのように対応をしたらよいのか。判例②③は、自らが留保した宗教上の事項を判断しなくとも具体的な権利または法律関係をめぐる紛争の当否についての判断がなし得た事例であつたため、その点についての言及がなされていない。

(四) 判例④は訴訟物は具体的な権利または法律関係の存否をめぐる紛争であるが、その前提問題が教義や信仰に関連する事項であるという訴訟につき正面から取り組み、ひとつの解答を示したものである。

右事件においては「訴え却下」という結論が是とされたが、このような結論は一般的に妥当するのか。すなわち、具体的な権利義務や法律関係をめぐる訴訟の前提問題に右のような宗教上の事項が位置していた場合、裁判

所は常にその訴訟を不適法として却下しなければならないのか。却下しなくてもよい場合があるとすれば、それはどういう場合か。

- (五) 右(四)で却下をしなくてもよい場合、裁判所は宗教上の事項をどのように扱つたらよいのか。

## 3、分析の視点

(一) 右2の(一)の課題すなわち、住職等の宗教上の地位自体が確認請求の対象にすることが許されないとすることの根拠については、論すべき点も少なくないが、差しあたり次の点を指摘するにとどめ、あとは後日の課題にしたい。

そもそも、判例①自体、住職の地位確認請求を却下するにあたり、「住職たる宗教上の地位に与えられる代表役員および責任役員としての法律上の地位ならびにその他の権利義務（たとえば、報酬請求権や寺院建物の使用権など）のすべてを含するいみにおいて、権利関係の確認を訴求する趣旨であれば格別」という留保を付しており、住職の地位を、本来の宗教活動上の地位のほかに、その

地位に結びつく世俗的諸権利義務の総体を包含する包括的な地位と見てこれを確認の対象にする余地を、必ずしも否定していないにも読める。

また、下級審の裁判例の中には、「司祭」とか「主任司祭」というような宗教上の地位に関して、まさに右に述べられているような世俗的な諸権利に着目し、それらの地位を確認訴訟の対象となるとしているものもある。<sup>(8)</sup>

しかしながら、住職その他の宗教上の地位はあくまでも、宗教行事の主宰等「聖なる領域」における活動をする地位である。それに「世俗的利害」がからまるからといって、その地位自体を包括的に確認するといふことは、裁判所が必要以上に広範に宗教の領域に踏み込むことはならないか。世俗的な権利は、個々的に救済も可能であるのだから、世俗的権利を引き合いに出して宗教上の地位それ自体を確認訴訟の対象になり得るとする論法は、いささか本末転倒の感をぬぐい切れない。<sup>(9)</sup>

(二) 右2の(三)および(四)の課題（請求の前提問題に宗教上の事項が存在する場合の裁判所の対応の仕方）については、結論を先取りしていうならば、具体的な権利または法律

関係に関する紛争があつた場合、紛争解決をその職責とする裁判所は、可能な限り本案判決の方途を探求すべきであり、却下という、いわば門前払い的な内容の判決で対応してよいのは、きわめて例外的な場合に限られる、と考える。

その点については第四節でも少し詳細に論じたいと思うが、それに先立ち右2の(二)の課題（宗教上の事項に審判権が及ばない、ということの根拠）について考察してみたい。この問題の解明が、本案判決か却下かの問題解明に密接な関連を有すると共に、右2の(五)の課題についての有力な示唆を与えるものである、と考えるからである。

### 三、「審判権が及ばない」ということの根拠

#### 1、二つの視点

宗教団体の教義や信仰等に関する宗教上の事項に対し審判権が及ばないという場合、その根拠として二つの視点が挙げられる。<sup>(10)</sup>

##### (一) 法律上の争訟でないという視点（第一の視点）

その一つは、法律上の争訟でない、という視点である。

すなわち、まず「法令の適用」とは何かについて考えると、これは「解釈」によって明らかにされた法律の意味内容（大前提）に当該の具体的な事件の事実（小前提）が含まれていることを確認して、三段論法により結論を出す、という論理的思考作業をいう、と定義することができる。<sup>(11)</sup> ところで、法令の適用は、裁判所による「事実認定」と「法律的判断」とによって行なわれるのであるが、判所の「判断」による解決に親しまない、ということになるのである。<sup>(12)</sup>

断の客観性の要請から、「事実認定」については、その基礎となつた情報が事後の検定可能のものとして存在する」と（証拠の存在）、およびその情報を基礎とし一定の承認された論理の法則に従つて当該の事実認定が結論され得るものであること（経験法則による論理的推論）が要求されるし、また「法律的判断」についても、その判断の正当性が一定の規準ないし法律に従つて事後の検定可能であることが要求されているというべきである。<sup>(13)</sup> それ故、「法令を適用することによって解決することができる紛争」という定義には、当該紛争が右に述べたような事後の検定可能な「事実認定」ないし「法律的判断」によって解决できる性質の問題でなければならぬ」という命題が含まれているというべきであり、したがつて、このような判断によつては解决できない紛争は「法令を適用することによっては解决できない」とのできないものであるから、裁判所の審判の対象たり得ないことになるのである。信念の対立や教義の解釈が争いとなつてゐる宗教上の问题是、政策・方針の是非が争われてゐる政治上の問題、学説・見解の当否が論争となつてゐる学問

#### (二) 宗教団体の自治からの視点（第二の視点）

もう一つの視点は、宗教団体の自治ないし自律という視点からのアプローチである。

一般に、結社の自由の保障は、結社の自治的活動の自由を内包するから、構成員の選択や内部規準の問題について公権力の介入（司法的介入もその一である）は許されず、その自治的措置に委ねられるのを原則とする。いわゆる部分社会論として議論されたところでもある。宗教団体もこののような部分社会の一つとして、右に述べた結社の自由を享有するものであることはいうまでもないことであるが、加えて、信教の自由が保障されるという関係から、その自治尊重については、高度の配慮が

要請されているといえる。<sup>(16)</sup>

すなわち、信教の自由は、宗教団体結成の自由——宗教団体の設立とその活動の自由——をもその内容とするものである。一般に宗教団体は、何らかの独自の教義や信仰体系を持ち、それに従い教義の宣布、儀式・行事の執行および信者の教化育成等の活動を行い、また構成員を規律する。しかして、宗教団体における信仰・規律・慣習等の宗教上の事項、とりわけ教義や信仰体系の決定は、個人の内心における信仰に直接かかわる問題であるので、信仰の自由の当然の帰結として宗教団体の自治に委ねられている。したがって、これらの問題に対し、國家権力が干渉・介入することは絶対に禁じられるのである。宗教団体に、宗教上の事項についての自治権ないし自律権が与えられている所以である。

したがって、宗教団体における宗教上の事項（規律の問題を含む）について紛争が生じた場合には、問題の解決を、あげて宗教団体の自治的な解決に委ねることこそ、信教の自由を保障した憲法が当然に要請するところである。<sup>(17)</sup>

その代表役員および管長であるY<sub>2</sub>を被告として、Y<sub>2</sub>がY<sub>1</sub>の代表役員および管長の地位を有しない旨の確認を請求した訴訟である。

Y<sub>1</sub>においては、宗制・宗規（Y<sub>1</sub>の内部規範）上、「法主」の地位に就くと当然に「管長」に就任し、「管長」に就任すると当然に「管長」に就任し、「管長」に就任するところになっている。したがって、Y<sub>2</sub>が管長および代表役員の地位にあるか否かを判断するためには、Y<sub>2</sub>が法主の地位を有するか否かを裁判所が判断しなければならないところ、法主の地位は高度に宗教上の地位であり、その地位に就任するためには先代の法主から「血脉相承」を受けることが要件とされていた。

先代法主のAが遷化した日に、Y<sub>2</sub>は、Aの生前にAから血脉相承を受けていた旨発表して法主に就任し、同時に管長、代表役員の地位に就いた。このことは直ちにY<sub>1</sub>の公式的な達示（院達、訓諭）等でも公表され、法主就任の際に行なわれる伝統的儀式（御座替式・御代替奉告法要等）もとどおりなく行なわれ、宗内のかなる機関からも、また誰人からも——勿論、本件の原告となつて

判例③における「宗教法人は宗教活動を目的とする団体であり、宗教活動は憲法上國の干渉からの自由を保護されているものであるから、かかる団体の内部関係に関する事項については原則として当該団体の自治権を尊重すべく、本来その自治によつて決定すべき事項、殊に宗教上の教義にわたる事項のごときものについては、国の機関である裁判所がこれに立ち入つて実体的な審理、判断を施すべきではない」との判示は、まさにこの視点に立つて審判権の限界を判示したものであると考えられる。

この視点からの審判権の限界に言及し訴訟自体を却下した裁判例として、日蓮正宗管長事件があるので紹介する。

#### 九貢)

#### 2、日蓮正宗管長事件「判例⑤」

（静岡地裁昭和五八年三月三〇日判決・判時一〇八一号二八頁・判タ五〇〇号一八九頁）

##### （一）判決の内容

この事件は、Y<sub>1</sub>（日蓮正宗）の一部の僧侶XらがY<sub>1</sub>と

いるXらも含めて——何らの異議、異論もないまま、Y<sub>2</sub>は法主・管長・代表役員の職務を行ない、約一年半が経過した時点で、本件訴訟が提起された。

判決は、法主という宗教上の地位の存否を判断することに関し、法主の地位自体を確認の対象とすることは許されないけれども、代表役員や管長という法律上の地位の前提問題として判断する必要がある場合には、「その判断の内容が宗教上の教義やその解釈にかかわるような場合は格別、そうでない限り、その地位の存否について裁判所は審理判断できる」とした。この点では、判例②（および③）を踏襲した内容の判示をしている。

しかし、本件ではY<sub>2</sub>がAから血脉相承を受けたか否かが争点となつたが、この点につき判決は次のように判示した。

「……血脉相承という宗教上の行為は被告日蓮正宗の教義、信仰、教團の存立に深くかかわるものであるから、その事実の存否を判断することによつて、教義、信仰ひいては教團自体の存立に影響を及ぼすこととは避けられず、したがつて、単に事実の存否の

みに限定して判断するということは到底不可能であるといわねばならない。

このように、争点となる事実の存否の判断が宗教上重要な教義や信仰に影響を及ぼすことが明らかな場合には、国家機関である裁判所による公権的解決

によるべきではなく、宗教団体内部の自治的解決に委ねることが信教の自由を保障し、国家と宗教との分離を規定した憲法二〇条の趣旨に沿うものであり、したがって、裁判所はその事実の存否を審理、判断すべきではないと解すべきである」。

その上で判例④と同じ方向をとり、次のように判示し訴えを却下した。

「結局、本件訴訟は、代表役員及び管長の地位の不存在確認という具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとっているが、その争点は宗教上の教義、信仰にかかる宗教上の争いであるといえるから、裁判所法三条にいう法律上の争訟にあたらない」。

右前半の引用部分から明らかなるように、この判決では、

注目すべき第一の点は、右に関連して、仮りに審判し

得る部分があつても、自治権の尊重という立場から審判を避けるべきである、という見解を示している点である。「単に事実のみに限定して判断する」ということは到底不可能である、「裁判所はその事実の存否を審理、判断すべきでない」との判示に、この点が明確に示されている。これは、単に一定の規準なし法律に従つて事後的に検定することが不可能だから審判することができない、というだけでなく、憲法二〇条等に基づく宗教団体の自治権の尊重の要請から裁判所の審判権が制約されることがある、ということを具体例に則して明らかにした点できわめて重要な意味をもつ。

第三に注目される点は、判例②③が留保した場合に該る具体的事例に対し、裁判所の対応の仕方についての一つの解答を示した、という点である。判例②③では、代表役員の地位の存否が訴訟物になっている場合、その地位の存否の前提問題たる住職の地位の存否を判断することができるが、それを判断するに際し、教義解釈等宗教団体が本来その自治により決定すべき事項を判断しなければならない場合にはその限りでないとしていたが、そ

宗教上の事項に審判権の及ばない理由を、宗教団体の自治という観点からとらえ、「血脉相承」という宗教上の行為の存否についても審判権が及ばない、としている。<sup>(18)</sup>

## (二) 問題点

この判決は、次の三点で注目される。

第一に、判例③で「本来その自治によって決定すべき事項」として裁判所の審判権が及ばないとされる事項に、新たな具体例を提示したという点である。判例③ではそのような事項の具体例としては「宗教上の教義にわたる事項のごときもの」しか挙げておらず、審判権の及ばない事項の範囲が、判例②や④と同じなのか異なるのか(すなわち「審判権が及ばない」ということの根拠を二つの視点から考察しても、その範囲は全く一致するのか否か)という点が必ずしも明らかではなかつたが、この判決では、教義や信仰といふわば形而上の領域にかかる事項だけではなく、宗教行為という、いわば形而下にまたがる領域の問題についても、審判権が及ばない場合があり得ることを示しているのである。

れではそのような場合、裁判所は代表役員の地位等を求める請求に対し、いかなる対応をなすべきか、という点については未解決のままであった。この判例⑤は、そのような場合に、法律上の争訟でないとして却下になる場合があることを示した一事例である、といふことがでいる。<sup>(19)</sup>

### 3、二つの視点の関係および意義

以上「審判権が及ばない」ということの根拠につき、二つの視点から考察してきたが、次に、この二つの視点の関係および二つの視点から考察することの意義について考えてみたい。

(一) 第一に、教義や信仰の問題に関する裁判所の審判権を論するに際しては、第二の視点(自治からの視点)は第一の視点(法律上の争訟性からの視点)を補強する関係にあるといえる。<sup>(20)</sup> すなわち、教義や信仰の問題につき裁判所が審判をなし得ないのは、一方では宗教の本質、他方では司法権の本質的限界に基づくものであつて、憲法における信教の自由条項や政教分離規定の有無によつて

左右されるものではない。しかしながら、憲法に右条項が規定されて、その角度からも審判権が制約される、ということは、これらの事項につき、審判権が二重に制約されると、いうことを意味するものであり、かかる領域においては審判権の境界がより強く要請されなければならぬことになる。

(二) 第二に、第一の視点からのアプローチの方が、第一の視点からのアプローチよりも、審判権が及ばない領域がより広範囲に存在し得る。審判権の及ばない事項として、第一の視点からのアプローチでは、教義解釈や信仰上の価値判断に留まるのに対し、第一の視点からのアプローチでは、それ以外の事項にまで拡がる余地がある。

判例③は「本来その自治によって決定すべき事項、殊に宗教上の教義にわたる事項」として、教義にわたる事項は一つの例示にすぎないこと、その他にも審判権の及ばない領域が存在し得ることを示唆しており、判例⑤では「血脉相承」という宗教行為がその具体例の一つとして判示されるに至っている。具体的に何がこの領域に属するかについては今後の裁判例の集積を待つほかないが、

教団体の自治を尊重する故に「本来その自治によって決定すべき事項」に裁判所が立ち入って実体的な審判をしてはならない、ということなのである。このことは、自治的決定に至る過程を穿ざくしたり、自治的決定の結果を覆そうとしたりしてはならない、ということを意味するのである。

しかして、宗教団体の自治の尊重には、次の二つの側面がある。その第一は、そもそも宗教団体の領域には裁判所は一切介入しない（実質審理しない）、ということであり、その第二は、宗教団体に自治的決定なり処分なりが存在する場合には、裁判所はそれを最大限に尊重し、法秩序全体の目から見てよほど黙過し難い位に不當なものでない限り国家権力はこれを覆すべきでない、ということである。前者を、宗教団体の自治のいわば消極的側面とするならば、後者は、宗教団体の自治のいわば積極的側面である、ということができるよう。この両者が相まって宗教団体の自治が、完全に保障されるのである。

そして、後者、すなわち宗教団体の自治の積極的側面

宗教団体内の役職員の任免その他の人事、儀式行事にわたる事項等がこの領域に含まれることは論を待たないであろう。

(三) 第三に、右に関連して、第一の視点からは審判しき得ても、第二の視点から司法権の不介入が要請される結果審判権が及ばなくなるという事項が存在し得る、といふことになる。<sup>(21)</sup> 先に判例⑤で見た「血脉相承」の存否などは、まさにその具体例の一つといえよう。裁判所が法上判断可能であったとしても、三権分立等の憲法上の要請から、審判権が制約される場合があることは、すでに「苦米地事件」の最高裁判決<sup>(22)</sup>が明らかにしていくところである。

(四) 第四に、第一の視点からは、宗教団体内に自治的解決の結果と目されるような決定なり処分が存在するときには、それを尊重しその結論を有効なものと前提して訴訟物についての判断をするという場合があつてもよい、という余地が出てくること<sup>(23) (24)</sup>である。

そもそも、この第一の視点から審判権が制約されるごとの根拠は、宗教団体の自治の尊重という点である。宗

からの帰結として、宗教団体がその自治により決定すべき事項につき何らかの自治的決定をしていることが認められたならば、その自治的決定の結果（これは裁判所の認定可能な客観的事実である）を認定し、これを所与のものとして裁判の基礎に置いて裁判をなすべきである、といふことになる。

この点のある部分において採用した裁判例として、蓮華寺事件第一審判決がある。

#### 4、蓮華寺事件〔判例⑥〕（大阪地裁昭和五九年九月二八日判決・判時一四五号八一頁・判タ五四一号一六五頁）

##### (一) 判決の内容

これは、日蓮正宗の被包括寺院であるX（蓮華寺）の住職のYが、日蓮正宗の宗旨の根本である「本尊」と「血脉相承」に関し「異説を唱え訓戒を受けても改めない者」（宗規二四九条四号）ということで、日蓮正宗から攘斥処分（僧籍剥奪、当然住職の地位も失う）に付されたことをめぐる訴訟である。XはYに対し、YはXの住職・代表役員たる地位を喪失したとして、寺院建物の明渡を請求

し（第一事件）、他方YはXに対し、右処分の効力を争い、代表役員等の地位の確認を求めた（第二事件）。Yは、該処分の効力を争う理由として、(イ)日蓮正宗において懲戒Yを処分したA（前記判例⑤のY<sub>i</sub>）は管長でないのでAのなした処分は無効である、(ロ)Yの唱えた所説は異説ではない、等と主張した。

本判決は結論的には、右処分を有効と認め、第一事件につきXの請求を認容し、第二事件につきYの請求を棄却したが、次の点が争点の一部になった。すなわち、Xの請求の当否を判断する前提問題として、(イ)Aが管長（その前提としての法主）の地位にあるか否か、(ロ)Xの唱えた所説が異説か否か、の各事項について裁判所が審判してよいか、という点である。

この後者の点（ロ）につき、判決は次のように判示し、裁判所が「自治的決定方法に基づく決定」と認定したものを所与の前提として裁判をしている。

「憲法」〇条は、信教の自由を保障し、宗教活動について国の干渉からの自由を保障している。したが

つて、宗教団体の教義に関する事項については国機関である裁判所がその内容に立ち入って実体的な審理、判断することは許されないものというべく、宗教団体の内部において教義に関する事項について自治的に決定する方法が定まっている場合には、右自治的決定方法に基づく決定を尊重すべきである。「右規定は、教義に関する正否について自治的に決定する方法を定めたものであると解するのが相当である」。

「そうすると、日蓮正宗は、Aの右裁定により、被告の前記各所説が日蓮正宗の教義に反する異説である旨の自治的決定をしたものと認めることができます」。

また、前者の点（イ）については、判例②③の法理を

引き継いだ上で

「裁判所は、宗教上の教義の解釈にわたらない限りにおいて、Aが日蓮正宗の法主の地位にあるか否か、すなわち、その選任の適否について、審理、判断することができる」

と判示している。そして、Aが先代法主のBから血脉相承を受けたか否かという点については、「血脉相承が日蓮正宗の教義に深くかかわるものであることは否定したい」としながらも、次のように判示して、その存否は審判の対象となる、とした。

「次期法主選任行為としての血脉相承は宗教上の儀式としての血脉相承を意味するのであるから、それが社会的事実としての側面を有することもまた否定しがたいところであり、このような社会的事実たる宗教上の儀式として血脉相承の存否については、裁判所は、日蓮正宗の教義の解釈に立ち入ることなく、審理、判断することが可能である」。

その上で、Aが法主に就任後のAおよび日蓮正宗の一連の行動（法主就任の達示、法主就任の儀式の挙行、法主としての振舞いなど）およびYがAの血脉相承を否定し始めた経緯等につき詳細に認定した後、次のように判示し、Aが日蓮正宗の管長の地位にあることを認定した。

「以上の認定によれば、日蓮正宗において血脉相承という宗教上の儀式は、法主と唯一人の次期法主と

まず、「教義に関する事項」について自治的決定の結果を尊重し、裁判の基礎に置いた点は高く評価される。

しかしながら「血脉相承」の存否について、裁判所が具体的に判断できるかのように判示している点は問題があり、右推認を左右するに足りる証拠はない」。

## (二) 問題点

まず、「教義に関する事項」について自治的決定の結果を尊重し、裁判の基礎に置いた点は高く評価される。

しかしながら「血脉相承」の存否について、裁判所が

ある。「血脉相承」の存否につき、何らかの審判し得る部分があつたとしても、裁判所が実体的な審判をしてはならない、とするのが、自治権尊重の視点からの帰結である（判例⑤参照）。

この判決では、本案判決をすることにより紛争を解決しようという裁判所の意欲が強くうかがわれる。そのためには何とか「血脉相承」の存否について審判しなければならない。しかし、教義・信仰にかかる事項には裁判所の審判権が及ばない。このディレンマを「血脉相承」の「社会的事実としての側面」なるものに見出し、その存否の判断をしようと試みたのである。しかし、それは前記のとおりの問題が内在する。

このディレンマの解消は、容易である。裁判所は「血脉相承」の存否につき、日蓮正宗内において自治的決定の結果と目されるべきものがあるか否かを審判すればよいのである。この判決が「血脉相承」の存否を認定するに際し参照した事実は、その殆んどが、自治的決定の結果の存否を判断する資料といえるものである。このような事実に基づき、Aは日蓮正宗の法主であるという点には

ついての自治的決定が存在する旨を認定すればよかつたのであり、またそうすべきであつたのである。<sup>(25)</sup>

裁判所が、自ら実質的に判断して「血脉相承」が存在したと認定しAが法主である旨を認定することと、「Aが法主であるという点についての自治的決定が存在する旨を認定することは、全く次元の異なることである。前者は自治への介入になり、後者は自治を尊重することになるのである。<sup>(26)</sup>

#### 四、訴訟の前提問題に審判権が及ばない事項が存在する場合の裁判所の対応

##### 1、問題の所在

以上において、請求の前提問題に教義問題等裁判所の審判権が及ばない事項が存在する場合に、その訴訟に対し、裁判所が却下した例（判例④⑤）と実体判決をした例（判例⑥）を見てきた。

ところで、このような場合、どちらの対応が適切なのか。これは民事訴訟制度をどう見るか、裁判所の職責と宗教団体の自治権の尊重の調和をどこにとるか、など多

たかを見てみたい。

（一）第一に注目すべき点は、原告の意図が教義・信仰上の事項についての判断を裁判所に求めるところにあり、権利関係の争いはその隠れ蓑であることが請求および訴訟活動から明白であった、ということである。<sup>(28)</sup> 端的にいうならば、教義・信仰上の事項についての判断を直接裁判所に求めているのと同視し得る場合である、といふことである。

判決がこの訴訟を「法律上の争訟にあたらない」と判断した理由として、教義・信仰に関する判断が、「本件訴訟の帰すうを左右する必要不可欠のものと認められ」ということに加え、「記録にあらわれた本件訴訟の経過に従ふると、本件訴訟の争点及び当事者の主張立証も右の判断に関するものがその核心となつてゐると認められる」ということを挙げ、両者相まって、「その実質において」法律上の争訟にあたらない、としている点から右の趣旨がうかがえる。<sup>(29)</sup>

（二）この判決についての視点の第一としては、右のような宗教上の事項が、原告という提訴者側の、請求を基づいたのではないかと思われる。以下この判決の事案の特殊性と多数意見がその点にどのような配慮を払つてい

基礎づける事由として訴訟の場に持ち出されている、といふことである。第一の視点を判断する上でこれは重要なメルクマールである。被告などの応訴者側が、宗教上の事項を抗弁等の形で持ち出したような場合は、決定的な差異がある。

後者のような場合は、訴え自体は受け入れた上で、訴訟の場に持ち出された宗教上の事項に関する被告の主張を、抗弁等として法律上意味のある主張として裁判所が取り上げてよいか否かという観点から判断し、その主張限りの採否を決めればよいのである。そうでないと、とにかく宗教上の事項を裁判所に持ち出しさえすれば訴えは却下される、ということにもなりかねなくなり、真に紛争の解決を求める者に司法救済が与えられなくなるという事態になりかねない。

この視点と関連し、「却下」か否かが問題となるのは「棄却」との対比においてである、ということである。すなわち、原告の請求を基礎づける事由に審判権が及ばない場合に、その請求をどのような形で排斥するか、という局面で問題となるのである。

れないが、あえてそこまでのことをするまでもなく、却下という形で処理すれば足りる、ということなのである。<sup>(30)</sup>

### 3、まとめ

以上、「板まんだら判決」を三つの視点から分析してみたが、「日蓮正宗管長事件」(判例⑤)も、この三つの視点がほぼあてはまる。しかして、裁判所は、この三つの視点をメルクマールにして、これに合致する場合のみ、訴え却下の訴訟判決をなすべきであり、そうでない場合には、自治の結果を裁判の基礎に置くなどの方法により、実体判決をなすよう最大限の努力をなすべきものと考える次第である。

## おわりに

本稿では、宗教団体の自治と司法権の問題につき、主として最高裁の判例を手がかりにして、いくつかの視点から論及してみた。もとより、この問題は多岐にわたり、論すべき点は本稿に尽きるものではない。また本稿では単なる問題提起

(3) 第三の視点としては、宗教団体の中で自治的に決定している事項に異を唱えこれを覆すことを前提として構成された訴えであり、裁判所はそのような訴えを却下したという側面を有している、ということである。すなわち、日蓮正宗においては「戒壇の本尊」(「板まんだら」)は「日蓮が弘安二年に因縁したもの」と自治的に決定しているわけである。原告たちは、これに異を唱えこれを覆そうとして訴訟を受け入れ、自治的に決定している裁判所がそういう訴訟を受け入れ、自治的に決定していることをいちいち吟味するということになつては、それこそ宗教団体の自治に対する不当な介入になりかねない。したがって、そもそもそのような訴訟は受け付けない——棄却にも値しない——という姿勢を明確に示す意味において、訴えを却下するなどとは、一つの見識であると考へる。

自動的に決定していることを尊重する方向で訴訟を行する場合とは、おのずと異なるのである(この場合、自治的に決定していることを尊重しそれを裁判の基礎に置いて裁判すれば、請求棄却の本案判決をなす)ことも可能であるかもし

をしたにすぎない部分も少なくない。これらについては、いずれも後日の課題にしたい。

本稿は、宗教団体の自治の問題について、きわめて法的側面のみに重点を置いて執筆した。ために特集の趣旨とは、掛け離れたものになつてしまつたとの危惧を禁じ得ない。

とまれ、本稿が、宗教団体の「聖」と「俗」の問題を考える上での一助にでもなれば望外の喜びである。

### 前註 凡例

判例集、主要な定期刊行物等の表記は、本文、註をとおり、次のような略語を用いた。

民集	最高裁判所民事判例集
下民集	下級裁判所民事裁判例集
判タ	判例タイムズ(判例タイムズ社、月2)
判時	判例時報(判例時報社、月3)
法教	ジュリスト(有斐閣、月2)
民商	法学教室(有斐閣、月1)
法セ	民商法雑誌(有斐閣、月1)
法時	法学セミナー(日本評論社、月1)
法律時報	法律時報(日本評論社、月1)

曹時  
宗判百選法曹時報（法曹会、月1）  
宗教判例百選（有斐閣別冊ジユリスト第三七号、一九七二年）  
民事訴訟法判例百選第二版（有斐閣、別冊ジユリスト第六六号、一九八二年）宗教法研究（龍谷大学宗教法研究会編）  
宗教法学会編 同学会機関誌（1）相沢久「現代国家における宗教と政治」（一九六九年）  
一六三頁。

（2）宗教団体をめぐる紛争に関連する諸問題につき、近年多くの論文が発表されている。その主なものと挙げると次のとおりである。

新堂幸司「宗教団体内部の紛争と裁判所の審判権」（四教法三号、一九八二年）八一頁・一二四号（同年）六九頁・二五号（同年）九九頁・一六七号（同年）三七頁、同

「審判権の限界——団体自治の尊重との関係から——」

【講座民事訴訟法第二卷】（一九八四年）一頁、住吉博「宗教団体内部紛争と仮処分」「新・実務民事訴訟講座」一四卷】（一九八一年）三七一頁、安武敏夫「宗教の判断事項に関する考察（上）」判時一七七号（一九八六年）一六四頁（判例評論三二五号）、同「宗教団体紛争の若干の類型と裁判所法第三条第一項」宗教法二号（一九八四年）八頁、松浦馨「宗教上の地位・信仰対象をめぐる訴訟と法律上の争訟」〔〕民商九四卷二号（一九八六年）

なお、アメリカにおける問題状況について、池田光晴「裁判所は宗教教義の審査ができるか」創価法学六卷二号（一九七三年）三一頁、松本保三「宗教事項と裁判所の司法審査について」同誌一四頁。

フランスにおける問題状況について、小泉洋一「宗教上の紛争に対するフランスの裁判所の態度」阪大法学一三七号（一九八六年）四五頁。

（3）判例批評として、柳川俊一・最判民解昭和四四年度七月四事件（一九七〇年）七五一頁、本間義信・民商六三卷一号（一九七〇年）六五頁、船越隆司・宗判百選（一九七二年）四六頁。

（4）判例批評として、谷口知平・民商八三卷二号（一九八〇年）九七頁（宗研二輯所収）、斎藤和夫・法学研究（慶應）五三卷（一九八四年）一一号一三一頁、新堂幸司・判タ四三九号〔昭和五五年主要判例解説〕（一九八一年）

（5）判例批評として、谷口知平・法時五二卷二号（一九八一年）一一九頁（宗研二輯所収）、土田徹一郎・判時九九五号（一九八一年）一六七頁（判例評論二六七号）、畠郁夫・民商八四卷一号（一九八一年）八七頁。

（6）判例批評として、谷口知平・民商八六卷二号（一九八一年）八九頁（宗研三輯所収）、篠田省三・曹時三七卷七号（一九八六年）一一九頁、中野真一郎・民訴百選第二版（一九八二年）一〇〇頁、藤井俊夫・ジユリ昭和五六二版（一九八二年）一〇〇頁、藤井俊夫・ジユリ昭和五年重要判例解説（一九八二年）二六頁、住吉博・同誌一七八頁、種谷春洋・判タ四七二号（一九八二年）二二八頁、若原茂・ジユリ七四六号（一九八一年）一〇二頁、佐藤功・法セ三二七号（一九八一年）一八頁、笛川紀勝・法教一号（一九八一年）一一〇頁、松本昌悦・法律のひろば三四卷八号（一九八一年）五五頁、竹中勲・法セ三四号（一九八二年）一二八頁、住吉博・法セ三二五号（一九八二年）一三八頁、はやし・しうぞう・時の法令一〇七号（一九八一年）四五頁、山田恒久・法学研究（慶応）五五卷三号一二四頁。

原判決につき、小室直人・判時八二二号（一九七六年）一四七頁（判例評論二二二号）、平野武・龍谷法学九卷二号（一九七六年）二七二頁（宗研一輯所収）、渡辺綱吉・愛知学院大学宗教法制研究（五号（一九七九年）八二頁）。

（7）安武敏夫「住職の地位について」「個人法と団体法」（西村信雄先生尊寿 浅井清信先生喜寿 記念論文集、一九八三年）一四一頁参照。

（8）司祭の地位につき法律上の争訟性を認めたものとして、名古屋地裁昭和五一年四月一六日判決・判タ三五九号（一九七六年）一〇四頁（「聖心布教会事件」）その控訴審として、名古屋高裁昭和五五年一二月一八日判決・判時一〇〇六号（一九八一年）五八頁。

主任司祭の地位につき法律上の争訟性を認めたものとして、大阪高裁昭和五一年五月二六日判決・判タ三五九号（一九七八年）一三六頁（「生野カトリック教会事件」）。新堂前掲法教二四号七四頁参照。なお、住吉博・判タ三四〇号（一九七七年）八三頁参照。

（9）新堂前掲法教二四号七四頁参照。なお、住吉博・判タ三四〇号（一九七七年）八三頁参照。

（10）審判権が及ばない理由を二つの視点から考察するものとして、新堂前掲法教二六号三九頁。

（11）碧海純「新版法哲学概論」（全訂第一版、一九七三年）一四五一四六頁、川島武宣「民法總則」（法律学全集、一九六五年）一九頁参照。

（12）川島武宣「法の科学理論」（N H K 市民大学講座、一九七七年）六八頁参照。

同判決は、國家試験における不合格を不服として、不格判定変更請求とともに損害賠償を請求した訴訟につき、「國家試験における合格、不合格の判定も學問または技術上の知識、能力、意見等の優劣、当否の判断を内容とする行為であつて「具体的に法令を適用して、その争を解決調整できるものとはいえない」として、両請求とも不適法却下としている。第一の視点からの審判権の限界を論じたものといえる。

(14) 佐藤幸司「集会・結社の自由」芦部信喜編「憲法II人権(1)」(一九七八年)六〇七頁。

(15) 部分社会論についてでは、佐藤幸治前掲(10) (14)所掲の論文の他、同「部分社会」論について「判夕四五五号(一九八一年)二頁以下参照。なお、同「司法権と団体内部の紛争(1)~(3)」法セ三三〇号(一九八一年)一〇六頁・三三一號(同年)一一六頁・三三二號(同年)一〇八頁参照。

(16) 新堂前掲法教二六号三九頁参照。

(17) 佐藤功前掲二三頁、相沢前掲三八頁。

(18) 本判決は東京高裁に控訴され、その後昭和六〇年一月二一日に同高裁で判決が言渡された(東京高裁昭和六〇年一月二一日判決・判時一一七三号一四頁)。

同判決では、このような訴訟は、原告適格および訴えの利益を欠く不適法なものとして却下すべきである、として、原審の却下判決を結論的には支持し、控訴人(原

告)らの控訴を棄却した。原告適格の問題は、被控訴人(被告)日蓮正宗(ら)において、一審段階から主張していたところであり、宗教上の事項についての審判の可否より先行する問題である。控訴審判決はその意味で、いわば、より人口に近い段階で訴えを却下したものといえる。しかし、この判断の当否は当面の論題と直接の関係がないので、ここでは特に論じないことにする。

(19) 新堂前掲「審判権の限界」九頁。

(20) 佐藤功前掲一一頁。

(21) 種谷前掲判夕四八二号六頁は、「教義を廻る紛争が…:客観的経験則により一義的解決にまで導かれる場合も考へなくてはならない…。かくして、この場合、さらに司法権の不介入が要請されるとすれば、それは、前述した、政教分離の原則を考慮した結果として生ずる裁判所の謙抑的態度に求められるべきものと解される」とする。

(22) 最高裁昭和三年五月八日大法廷判決・民集一四卷七号一二〇六頁。

(23) このような考え方を明確に認めるものとして、新堂前掲法教二六号三九頁、同「審判権の限界」二二~二三頁、同二五頁、特に同頁の註(19)、篠田前掲二三一頁、松浦前掲民商九四卷二号一〇八頁、安武前掲判時一一七七号一七二頁。

なお、フランスにおいては、このような考え方が当然であることにつき、小泉前掲七五頁。

(24) 宗教団体がなした懲戒処分については、原則として当該処分が有効であることを前提として裁判をなすべきである、とするのが近時の下級審裁判例の傾向である。

たとえば、京都地裁昭和五三年一月二七日判決(「近松別院事件」)・安武敏夫「宗教団体内部の懲戒処分と裁判所法第三条第一項」宗研第一輯一九頁所収、その仮処分である同地裁昭和五二年五月二〇日決定・判時八六九号(一九七八年)八八頁、前記(8)所掲の「聖心布教會事件」「生野カトリック教会事件」等。

(25) 新堂前掲「審判権の限界」一二一頁はそのことを示唆するものである。

(26) この判決は大阪高裁に控訴され、その後昭和六一年五月六日、同高裁は双方の訴えを却下する旨の判決を下している(判時一二〇七号六一頁)。きわめて問題の多い判決であるが、その点の指摘は別の機会になすこととする。

(27) 篠田前掲二三三頁は、この点をめぐる問題点を要領よく指摘している。

(28) 新堂前掲「審判権の限界」二二一頁は「前提たる信仰上の価値、宗教上の教義の解釈にかかる争点についての判断が紛争の核心をなし、その判断は法律を適用して判断できるような性質の問題でないのに、その点について裁判所の審判をうるために、あえて法律関係の衣をきせて提訴したと認められるような場合である」としてい

(きりがやあきら・創価大学教授)  
の内容、当事者の訴訟活動の角度から分析し、同事件はその特殊性の故に却下すべきものである、という点を論じたものとして、拙稿前掲論文参照。